

## 尾道市長者原スポーツセンター指定管理者仕様書

### 1 趣旨

この仕様書は、尾道市長者原スポーツセンター設置及び管理条例（平成7年条例第38号。以下「設置管理条例」という。）、尾道市長者原スポーツセンター設置及び管理条例施行規則（平成21年教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）及び尾道市長者原スポーツセンター指定管理者募集要項に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の詳細について定めることを目的とする。

### 2 管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 入館者及び利用者の安全確保を第一とする。
- (2) 施設の効率的・弾力的運営を行う。
- (3) 適切な広報を行うなど、施設の利用促進を積極的に図る。
- (4) 入館者及び利用者にとって快適な施設であることに努める。
- (5) 魅力ある自主事業を実施し、市民サービスの向上に努める。
- (6) 個人情報の保護を徹底する。
- (7) 管理運営費の削減に努めること。
- (8) 公の施設として、入館者及び利用者に良質のサービスを提供する。
- (9) 民間活力を導入することによる効率的な運営を行う。

### 3 法令等の遵守

尾道市長者原スポーツセンター（以下「本施設」という。）の管理運営に当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 設置管理条例及び規則
- (3) 尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第2号）及び尾道市教育委員会の管理する公の施設における指定管理者の指定手続等に関する規則（平成16年教育委員会規則第3号）
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (5) その他管理運営に適用される法令

指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。なお、改正に伴い、費用が増減する場合は、協議により指定管理料を改定するものとする。

### 4 業務内容

- (1) 利用の許可に関すること。

設置管理条例第9条各号に抵触した者又は明らかに抵触すると認められる者に対しては、利用の許可をしないこと。

設置管理条例第10条第1項各号に該当する者に対しては、利用の許可を取り消し、

又は利用の中止を命じること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

ア 本施設の適正な運営のため、施設及び設備の徹底した保守管理を行うこと。

イ 敷地内の清掃及びこれに付随する業務

ウ 敷地内の照明灯の管理業務

エ 樹木の剪定及び花壇等の管理業務

オ 施設、設備の維持修繕業務(照明器機、自火報設備、自動ドア、情報器機、放送設備、防犯設備等)

カ 施設、設備及び展示物並びに備品等が破損・消耗等した場合は、1件10万円未満の修繕・補給等は、指定管理者が負担すること。1件10万円以上の修繕費及び購入費が見込まれる場合は、尾道市及び指定管理者との間で協議すること。

キ 本施設のイメージアップに努めること。

ク その他管理に当たって対応が必要になった場合に実施する業務

(3) 運営に係る業務に関すること。

ア 利用申請許可業務

イ 利用料金の收受業務

ウ 委託料、光熱水費、使用料等の支払業務

エ 市民のニーズに係る有効な調査を実施し、運営の計画及び実施に反映されていること。

(4) 自主事業の運営に関すること。

ア 自主事業計画書により、実施すること。

イ 利用者の増加やスポーツの普及を目的としたスポーツ体験教室やニュースポーツ(ポッチャ、カローリング等)大会等を積極的に実施すること。

ウ ホームページやSNSの活用などにより、市内外の利用者のさらなる拡大を図ること。

(5) 利用料金に関すること。

施設利用料金の額の設定(尾道市の承認が必要)及び徴収に関する業務を行うこと。

(6) 施設賠償責任保険に加入すること。

ア 対人賠償については、被害者1名につき金1億円以上、かつ、1事故につき金3億円以上のこと。

イ 対物賠償については、1事故につき金500万円以上のこと。

(7) 入館者及び利用者の安全の確保に関すること。

入館者及び利用者の安全対策、監視体制等について、各種マニュアルを作成し、従業員を指導し、万々に備えて従業員を訓練すること。

また、緊急対策、防犯・防災対策等の安全を確保するための各種マニュアルを作成し、従業員を指導し、万々に備えて従業員を訓練すること。

(8) 個人情報保護に関すること。

ア 個人情報保護については、指定管理者は個人情報の保護に関する法律の適用を受け、罰則も適用されることを含め、個人情報保護の大切さを従業員に周知・徹底す

ること。

イ 個人情報を取得するときは、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得すること。

ウ 指定管理業務に関して知り得た個人情報を目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。

エ 個人情報の適正な維持管理に努め、個人情報保護のための対策及び万一これが漏えい等した場合の対策を講じること。

(9) 情報公開に関すること。

指定管理業務に関して保有する文書については、尾道市情報公開条例（平成12年条例第8号）に準ずる措置を講じるよう努めること。

(10) 業務報告に関すること。

ア 毎月終了後、実績報告書を翌月の10日までに提出すること。

イ 年度終了後、5月31日までに事業報告書（決算書等を含む。）を提出すること。

ウ その他、尾道市が必要とする報告書を提出すること。

(11) 管理運営のための体制の整備に関すること。

ア 資格に関すること

（ア）公益財団法人日本スポーツ施設協会「公認スポーツ施設管理士」などの体育施設の維持管理・運営に関する総合的な知識を有する人員を配置させ、管理者としての資質向上に努めること。

（イ）研修に係る経費は、指定管理者の負担とする。

イ 従業員の雇用等に関すること。

（ア）総括責任者及び副責任者を各1名配置のこと。

（イ）管理運営に係る全従業員（臨時職員を含む。）の勤務形態等については、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他労働関係法令を遵守し、管理運営に支障のないように配置すること。

（ウ）従業員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。

ウ 経理業務、受付業務、帳簿作成業務その他体制の整備に必要な業務を実施すること。

(12) 減免対象者の利用に関すること。

規則第5条に規定する者が、利用した場合には、利用料金を減免すること。

(13) 飲食物及び物品等の販売業務に関すること。

指定管理者の業務として、行政財産の使用に係る市長の許可を受けて、飲食物、物品等の販売を行うことができる。ただし、設置目的を逸脱するような物品の販売は認めない。

指定管理者以外の者に飲食物、物品等の販売をさせようとするときは、行政財産の使用に係る市長の許可を受けさせること。

(14) 施設内スポーツ用具等の貸出業務

ア 教育委員会が所有するスポーツ用具の無料貸出業務  
電話受付・・・用具名、貸出数、貸出日等の確認

- 窓口受付・・・貸出申請書の受付、用具の受け渡し
- 返却受付・・・用具の返却の受付
- イ スポーツ用具の点検及び整理整頓
  - 返却後は点検を行い、用具の破損等の異常の事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告すること。
- ウ 長者原市民スポーツ広場利用許可者への鍵貸出業務
  - 尾道市市民スポーツ施設使用許可書を提示した者に対し、施設の鍵を貸出及び返却受付。なお、施設の維持管理は業務外とする。
- エ 業務報告
  - 受託業者は、業務を行った翌月10日までに、別紙業務報告書を提出すること。
- (15) その他管理運営に関し必要な業務
  - ア 管理運営上必要となる関係法令の許可及び届出等について、遺漏がないように実施すること。
  - イ 許認可等を受ける事項については、事前に教育委員会の承認を得て実施し、その結果を教育委員会に報告すること。

## 5 経費の負担について

### (1) 教育委員会が負担する経費

- ア 施設及び附属設備等に影響があると教育委員会が認めた修繕費等
- イ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第16条に規定するばい煙発生施設に係るばい煙量等測定費
- ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第2項に規定する特定建築物の定期点検費

### (2) 指定管理者が負担する経費

本施設の管理運営に当たって、主として別紙募集要項〔様式3〕の〔指定予定期間の年度ごと及び全体の収支計画書〕【支出】項目の科目経費及び管理運営上必要となる経費とする。

## 6 立入検査について

教育委員会は必要に応じ、施設、物品、各種帳簿等及び管理運営の実地について検査を行うことができる。指定管理者は、合理的な理由なく、これを拒否できないこととする。

## 7 備品・消耗品等の所有権

- (1) 指定管理者に貸し付ける備品等については、教育委員会の所有とし、その使用及び保管は十分注意すること。
- (2) 指定管理者自らが購入・搬入し保管を要する備品等については、指定管理者の所有とする。ただし、その都度、教育委員会に報告のこと。

## 8 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するほか、指定管理業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は、教育委員会と協議し決定すること。

## 9 業務を実施するに当たっての注意事項

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利又は不利になる運営をしないこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程等を作成する場合は、尾道市と協議を行うこと。
- (3) 指定管理期間中、施設の大規模改修工事を行う可能性がある。

